

申請書類の関連性

一部の申請書類では書類間で内容に関連があり、連動します。

そのため、不備対応などにより申請書類を更新(再確定)した際、関連する書類の再作成や確定が必要になります。

- ・再度確定が必要な書類: 入力された内容は残っていますが、変更すべき点がないか確認して確定する必要があります。
- ・再度作成が必要な書類: 更新により記入内容がクリア(削除)されるので、再度入力もしくはアップロードをおこなう必要があります。

例) 手続代行者情報を設定している場合、0100 申請者情報を更新(再確定)すると 1200 手続代行者情報を再確定する必要があります。

0100	申請者情報		登録済	作成	確認
0200	申請者: 役員名簿		登録済	作成	確認
1500	設置場所情報		登録済	作成	確認
1600	土地の権利情報		登録済	作成	確認
6600	予定日	工事開始から完了までの予定を立てて入力	登録済	作成	確認
0500	共同申請者情報		登録済	作成	確認
0600	共同申請者: 役員名簿		登録済	作成	確認
1200	手続代行者情報	書類NO.0100を「確定」後に入力可能 工事施工会社を手続代行者として、業務等の手続きの一部を依頼する場合に必要な情報の入力 依頼しない場合でも、無で「確定」が必要	登録済	作成	確認



0100	申請者情報		登録済	作成	確認
0200	申請者: 役員名簿		登録済	作成	確認
1500	設置場所情報		登録済	作成	確認
1600	土地の権利情報		登録済	作成	確認
6600	予定日	工事開始から完了までの予定を立てて入力	登録済	作成	確認
0500	共同申請者情報		登録中	作成	確認
0600	共同申請者: 役員名簿		登録済	作成	確認
1200	手続代行者情報	書類NO.0100を「確定」後に入力可能 工事施工会社を手続代行者として、業務等の手続きの一部を依頼する場合に必要な情報の入力 依頼しない場合でも、無で「確定」が必要	登録中	作成	確認

更新の際に書類間で連動する申請書類の一覧

更新書類	再度確定が必要な書類	再度作成が必要な書類
0100 申請者情報	0300 委任状情報 0500 共同申請者情報 1200 手続代行者情報	0600 共同申請者：役員名簿
1500 設置場所情報	0300 委任状情報 0500 共同申請者情報 1200 手続代行者情報	0600 共同申請者：役員名簿
1400 充電設備設置パターン		1900 設置事業計画の申告 (高速道路SA・PA) ※1 2100 設置事業計画の申告 (道の駅) ※1 A100 設置事業計画の申告 (公道) ※1 7200 設置事業計画の申告 (給油所) ※1 2200 設置事業計画の申告 (空白地域) ※1 2400 設置事業計画の申告 (商業宿泊施設) ※1 2600 設置事業計画の申告 (マンション等) ※1 2800 設置事業計画の申告 (事務所・工場等) ※1 A200 設置事業計画の申告 (月極駐車場) ※1
1700 会社別見積書一覧		3000 充電設備情報 ※2
3000 充電設備情報	3100 設置工事申告 3300～5500 設置工事申告の詳細 充電設備の変更内容により入力内容が削除される項目があります。	
3100 設置工事申告	3200 設置工事要件確認	

※1 入替設置の場合既設充電設備情報。経路・目的地充電の場合インターネット上での充電設備情報の公開

※2 利益等排除に関わる項目のみ削除される